

「IBA保護保全ハンドブック」を出版しました！

保護指定が全くないサイトは59ヶ所(35%)

ラムサール条約湿地の基準を満たす未登録地は103ヶ所(62%)

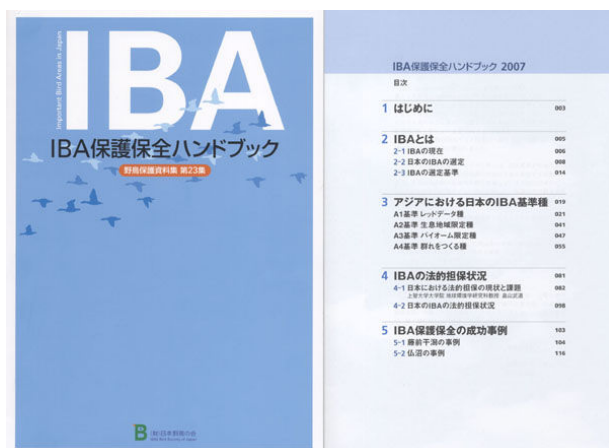
(財)日本野鳥の会(事務局:東京、会長:柳生博 会員・サポーター数:約50,000人)は、日本のIBA(Important Bird Area、重要野鳥生息地)の保全レベルを向上させることを目的として、野鳥保護資料集第23集として「IBA保護保全ハンドブック」(A4版、128ページ)を出版しました。

IBA(Important Bird Areas、重要野鳥生息地)は、国際的な鳥類保護組織 BirdLife International(本部、英国・ケンブリッジ)が、日本野鳥の会を含む世界100ヶ国以上の加盟団体と共同実施しているプロジェクト。「鳥類を指標とした重要な自然環境」を選定し、それらを国際的なネットワークとして、持続的な保全や管理を実現しようとするものです。現在、日本には167ヶ所、アジア全体では、28の国と地域に2,298ヶ所(Important Bird Areas in Asia, 2004)、世界全体では10,000を超える地域が指定されており、生物多様性のホットスポットとしても注目されています。

今回の「IBA保護保全ハンドブック」は、①IBA基準を可能な限り具体的に紹介すること、②自然保護のために土地を担保する法律の解説と日本のIBA(167ヶ所)の法的担保状況の紹介、③保護保全活動の成功事例の紹介を通して、まだ法的担保のないIBA及び法的担保が十分でないIBAに対して、保護保全活動を支援するツールを提供することを目的としています。

②の法的担保状況の紹介では、日本のIBA167ヶ所の保護指定状況の概要を一覧表としてまとめています。その結果、法的担保が全くないサイトが59ヶ所(35%)があること、ラムサール条約湿地との関係では、IBAとラムサール条約湿地が一致するサイト2ヶ所(蕪栗沼、漫湖)、IBAとラムサール条約湿地の一部が一致するサイトが20ヶ所、IBAのうちラムサール条約湿地の登録基準を満たす未登録地が103ヶ所(62%)あることが紹介されています。また、③成功事例の紹介では、「藤前干潟」「仏沼」の保全に至るプロセスを取材し、詳しい年表を新たに掲載しています。

頒布価格は一冊1000円(送料別)。申込みは、当会ホームページ(自然保護>出版・発行物)、email:hogo@wbsj.org または fax.03-5436-2635(担当:古南、高井)まで。



<本件に関する問合せ先>

(財)日本野鳥の会 自然保護室
電話 03-5436-2633(担当:高井、古南)

*写真の電子ファイルをご希望の方は、
takai@wbsj.org(高井)まで。